

季節労働者対象
令和8年3月 名寄会場

技能講習のご案内

受講料
無料！

あらゆる現場で大活躍！建設業で必要な資格取得を支援します！

対象者 名寄市・下川町・美深町・音威子府村・中川町に住民登録されている季節労働者の方

受講料 無料 (本人の都合等により修了できない場合、受講料は本人負担となります)

会場 公益社団法人上川北部地域人材開発センター運営協会 名寄市字緑丘30

募集人数 若干名程度



講習科目	コース時間	日程 (各コース初日受付け時間午前8:00)
Ⓐ 玉掛け技能講習	19H	3月4日(水)・5日(木)・6日(金) ※15Hの初日受付時間 8:00まで
	15H	
Ⓑ フルハーネス型墜落制止用器具特別教育	6H	3月7日(土)
Ⓒ 車両系建設機械(整地等)運転技能講習	14H	3月9日(月)・10日(火)
Ⓓ フォークリフト運転技能講習	31H	3月12日(木)・13日(金)・14日(土)・15日(日)
	11H	3月12日(木)・13日(金)
Ⓔ 小型移動式クレーン運転技能講習	20H	3月16日(月)・17日(火)・18日(水)
	16H	
Ⓕ 高所作業車運転技能講習	14H	3月19日(木)・20日(金)
	12H	
Ⓖ 不整地運搬車運転技能講習	11H	3月21日(土)・22日(日)
申込締切日	令和8年2月18日(木)	講習委託先 (株)PCT北海道教習所



対象となる季節労働者とは？

通年雇用ではなく、冬期間などの失業中にハローワークで雇用保険の特例一時金を受給されている方。
また、前年度に季節労働され現在求職や離職中の方。
現在、季節労働の就業中でも受付できます！



●講習を受講される方は、当協議会主催の「人材育成セミナー」にも参加していただきます。

日時：令和8年2月20日(金) 13:30～15:30 グランドホテル藤花 名寄市西5条南4丁目

☆お申込方法(旭川会場受講も同じです) ※手続きに時間がかかりますので、事前にお電話ください。

次の①か②のうち該当するどちらかと③から⑥までを持参のうえ当協議会へお越しください。

①

「雇用保険
特例受給資格者証」

② 現在雇用されている事業所でかけている雇用保険に係る

雇用保険被保険者証・
雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(被保険者用)

取得時被保険者種類が「3」のもの

※当該種類の資格取得年月日から受講される講習の開始日までの期間が1年を経過していないこと

③ 運転免許証
または住民票

④ 技能講習修了証資格取得証

※保有資格により一部免除
となるものの確認をします

⑤ 上半身写真(タテ3cm×ヨコ2.4cm)

・Ⓐ～Ⓖまでは1科目2枚
※裏面にフルネーム記入

⑥ 印鑑

※シャチハタ以外

資格は一生の財産！必要なライセンスを取得してキャリアアップを目指しましょう！



受講資格



Ⓐ 玉掛技能講習

19H	・下記に該当しない方
15H	・クレーン関係の運転士免許所有者又は技能講習修了者

Ⓑ フルハーネス型墜落制止用器具特別教育

6H	・満18歳以上の方 ・未経験者
----	-----------------

Ⓒ 車両系(整地等)運転技能講習

14H	・大型特殊自動車運転免許所有者…経験不要 ・大型・中型又は普通自動車運転免許があり、小型車両系特別教育を修了後、小型車両系建設機械の実務経験3ヶ月以上ある方(申込書に事業主の経験証明が必要)
-----	--

Ⓓ フォークリフト運転技能講習

31H	・普通・準中型・中型・大型・限定付大型特殊免許所有者
11H	・大型特殊自動車運転免許所有者(限定なし)…経験不要 ・普通・準中型・中型・大型・限定付大型特殊免許を所有し、1t未満のフォークリフトの特別教育を修了し、修了後3ヶ月以上の実務経験者(特別教育実施記録表が必要)

Ⓔ 小型移動式クレーン運転技能講習

20H	・下記に該当しない方
16H	・クレーン・デリック・楊貨装置いずれかの運転士免許所有者 ・玉掛又は床上操作式クレーン技能講習修了者

Ⓕ 高所作業車運転技能講習

14H	・自動車運転免許(普・準中型・中型・大型・大特)所有者 ・車両系(整地・解体・基礎)・不整地・フォークリフト・ショベルローダー等各技能講習修了者 ・施工技師(1~6)取得の方
12H	・移動式クレーン運転士免許所有者 ・小型移動式クレーン技能講習修了者

Ⓖ 不整地運搬車運転技能講習

11H	・車両系(整地・解体)技能講習修了者 ・大型特殊免許所有者…経験不要 ・普通(準中型・中型・大型)免許を所有し、小型車両系又は小型不整地運搬車いずれかの特別教育を修了し、修了後いずれかの実務経験3ヶ月以上ある方
-----	---

講習会場	公益社団法人 上川北部地域人材開発センター運営協会	名寄市字緑丘30番地1 TEL(01654)2-2393
受講料	無料(交通費は含まれません)	※自己都合、試験の不合格により修了できなかった場合、受講料はご本人様負担となります
受講対象者	<p>名寄市・下川町・美深町・音威子府村・中川町に住民登録されている★季節労働者の方</p> <p>★通年雇用ではなく、冬期間などの失業中にハローワークで雇用保険の特例一時金を受講されている方。 また、前年度に季節労働され現在求職や離職中の方。現在、季節労働の就業中でも受付できます！</p> <p>★技能講習を受講される方には、当協議会開催の「人材育成セミナー」を受講していただきます。</p> <p>令和8年2月20日(金) 午後1時30分～3時30分 名寄グランドホテル藤花</p>	

資格は一生の財産。ライセンス取得を支援します！

☆受講希望される方はお早めにお申ください。

